

平成26年度第1回  
茨木市都市計画審議会

平成26年5月27日

## 常務委員会の設置について

それでは、茨木市都市計画審議会における常務委員会の設置について、ご説明いたします。

前方のスライド及びお手元の資料1「茨木市都市計画審議会条例」を合わせてご覧ください。

平成26年4月1日付で茨木市都市計画審議会条例を改正し、

本審議会に、常務委員会及び専門委員を置くことができる旨を新たに規定いたしました。

## ●常務委員会の設置について

### ○目的

都市計画審議会の権限に属する事項で  
軽易なもの等について、調査及び審議を行う。

### ○常務委員会の組織

会長及び会長が指名する委員若干人  
臨時委員、専門委員を含む。

### ○効果

案件について迅速な調査及び審議ができる。

はじめに、常務委員会の設置について、ご説明いたします。

お手元の資料2「茨木市都市計画審議会における常務委員会の設置について」  
をご覧ください。

本市都市計画審議会条例第8条に、新たに「審議会は常務委員会を置くことができる」旨を規定いたしました。

常務委員会は、都市計画審議会の権限に属する事項で軽易なものを処理する機関であり、

案件ごとに、会長及び会長の指名する委員や関係する臨時委員、専門委員若干人で組織することとしております。

事務局としましては、常務委員会を設置することで、案件について迅速な調査審議ができると考えております。

## ●常務委員会で処理する案件について

- ・生産緑地地区における行為の制限の解除がなされた場合等の都市計画変更に関する調査審議
- ・都市計画マスタープランの改定に関する調査

常務委員会で処理する案件としましては、1つ目に、平成25年5月7日国都計発第18号で、国より「生産緑地地区における行為の制限の解除がなされた場合の都市計画の変更について」とされた文書において、「市町村の生産緑地地区内における行為の制限の解除がなされた場合の都市計画の変更については、常務委員会の調査審議を経ることにより決定することで足りる」旨の通知があったことを踏まえ、行為の制限の解除がなされた場合の生産緑地地区の変更のみの案件につきましては、常務委員会で調査審議をお願いしたいと考えております。

なお、生産緑地の追加指定及び公共施設の設置に伴う生産緑地地区の変更につきましては、これまでと同様に都市計画審議会で審議することになります。

2つ目に、現在、改定作業を進めております都市計画マスタープランについて、学識経験者委員や市民委員、専門委員等で組織される常務委員会を設置し、専門的な見地から調査いただきたいと考えております。

## ● 常務委員会の運営について

### 「茨木市都市計画審議会常務委員会運営要領(案)」

第1条 趣旨

第2条 所掌事務について

第3条 会長について

第4条 会議の開催、議決について

第5条 委任

また、常務委員会で処理する案件や運営に関する事項については、常務委員会の運営要領で定めたいと考えております。

事務局案を提示させていただきますので、お手元の資料3「茨木市都市計画審議会常務委員会運営要領(案)」をご覧ください。

まず、第1条で趣旨を定め、第2条で、所掌事務として、先程ご提案させていただいた生産緑地地区の変更に関する調査審議や、都市計画マスタープラン等の専門性の高い事項の調査を行う旨を規定しております。

続いて、第3条で、常務委員会の会長は審議会会長が務める旨や、会長代理の指名について定め、

第4条で、会議の開催や議決については、それぞれ審議会条例の規定を準用するとしております。

最後に、第5条で、この他に常務委員会の運営に関し必要な事項がある場合は、会長が常務委員会に諮って定められる旨を規定しております。

## ●専門委員の設置について

### ○目的

都市計画審議会委員の他に、必要に応じて市長が案件ごとに若干名任命(案件に応じて決定)し、専門的な見地から調査を行う。

### ○効果

案件について、専門の見地から集中的な調査検討を行うことができる。

続いて、専門委員の設置について、ご説明いたします。

茨木市都市計画審議会条例の第5条において、今回の条例改正で新たに専門委員を置くことができる旨を規定いたしました。

この専門委員につきましては、「都道府県都市計画審議会及び市町村都市計画審議会の組織及び運営の基準を定める政令」の第2条第5項において、「専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員若干人を置くことができる」旨が規定されております。

事務局では、専門委員の設置により、案件について、専門の見地から集中的に調査検討を行うことができると考えております。

専門の事項としましては、今年度改定予定の都市計画マスタープランの調査等を想定しており、

本日の審議会で常務委員会の設置についてご承認いただけた場合、都市計画マスタープランに関して専門的な立場で調査いただく専門委員を任命し、常務委員会に置いていただきたいと考えております。

事務局からの説明は以上です。ご審議のほど宜しく願いいたします。